

令和2年度 人・農地プラン実質化の進め方について

令和2年10月22日
福島県農業担い手課

《 対応案 》

「人・農地プランの具体的な進め方について」(令和元年6月26日付元経営第494号農林水産省経営局長通知)の4の『一定の要件を満たした上で、「実質化された人・農地プラン」として取り扱える同種取り決め等について』の規定を活用する。

ステップ1

- 人・農地プラン以外の取り決め等に定めた特定の区域において、アンケート調査や地図による現況把握を行い、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を定めた場合には、当該取り決め等（話し合いで活用した地図を含む）を市町村に提出する。

ステップ2

- 上記の提出を受けた市町村が、内容を確認し当該取り決め等が実質化されていると判断した場合は、市町村に設置される「検討会」の意見を聞いた上で、実質化された人・農地プランとすることができる。

【人・農地プラン以外の取り決め等の例】

- ① 多面的機能支払交付金実施要綱で規定する「地域資源保全管理構想」
- ② 中山間地域等直接支払交付金実施要領で規定する「集落協定」
- ③ 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱で規定する「集積・集団化等促進基盤整備計画」
- ④ 農業競争力強化農地整備事業実施要領で規定する「農用地利用集積促進土地改良整備計画」

《 具体的な対応方法 》

(1) 中山間地域等直接支払交付金の取組がある集落

① 集落協定に関する取組

- 集落協定を策定する際に、アンケート調査、地図による現況把握を行っている場合もあり、これに加えて中心経営体への農地の集約化に関する将来方針が定まっているといった人・農地プランの実質化と同じプロセスを経ていると市町村が判断した場合は、実質化された人・農地プランの区域として取り扱える。

② 集落戦略に関する取組

- 集落戦略の作成プロセスは、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用等で規定され、人・農地プランの実質化と同じプロセスを経て作成されることから、当該集落戦略と話し合いで活用した地図を市町村の検討会に提出し報告することにより、そのまま「実質化された人・農地プラン」の「同種取り決め」と取り扱うことができる。

(2) 多面的機能支払交付金に取り組む集落

- 当該交付金に取り組む活動組織が地域資源保全管理構想を策定するまでの過程において、人・農地プランの実質化を取り込むことができる。
- 当該構想策定の過程で、①農業者の年齢や後継者の有無等のアンケートを実施し、②その結果を落とし込んだ地図を活用して話し合い、③5～10年後の農地利用を担う中心経営体を決める。
- 当該構想の策定・提出と併せ、実質化された人・農地プランの必須項目（対象地区の現状、対象地区の課題、対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針）をまとめた書類を市町村に提出する。市町村が検討会に報告し「実質化された人・農地プラン」の「同種取り決め」と取り扱えるか決定される。

(3) ほ場整備事業（農業農村整備事業（農地集積関係））の事業計画を策定した集落

- 当該整備事業の事業計画には、地域内における以下の内容が規定され、人・農地プランの実質化のプロセスと同等以上に、地図を活用した話し合いを重ね、地域内の農家と農地利用に関して詳細な把握、目標年度における農地利用等の意向確認を実施することとなる。
 - ① 農家数及び経営規模の現況と目標
 - ② 担い手ごとの氏名・名称、経営規模の現況と目標
 - ③ 担い手が利用する農地の現況図と計画図
- このため、市町村は、目標年度が到来していない当該計画の提出を受けた場合は、検討会に報告し、そのまま「実質化された人・農地プラン」の「同種取り決め」と取り扱うことができる。

【農業農村整備事業（農地集積関係）の事業計画】

- ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業の集積・集団化等促進基盤整備計画
- ・ 農業競争力強化農地整備事業の農用地利用集積促進土地改良整備計画 等

(留意事項)

- ・ 農業農村整備計画の計画として既に目標年度が到来していたとしても、当該計画をベースに、地域の合意の下、目標年度等の変更を通じて現時点の計画として見直しを行ったもの

については「実質化された人・農地プラン」の「同種取り決め」とみなすことができる。

(4) (1) ~ (3) の取組が難しい場合

- (1) ~ (3) の「同種取り決め」の規定を活用した取組が難しい場合でも、上記の中山間地域等直接支払交付金等関連事業の取組がある集落は、話し合いが行われていることから、関連事業の話し合いと併せて人・農地プラン実質化の話し合いができないか検討する。

《参考：(1) ~ (3) の出典》

- ・人・農地プランの実質化について Ver3 (令和2年4月農林水産省)
- ・人・農地プランの実質化に関する Q&A (令和2年4月1日農林水産省)
- ・東北農政局主催：第9回人・農地プラン推進連絡会議資料 (令和2年7月31日実施)

参考 (令和2年7月14日農業担い手関係担当者会議資料 (福島県農業担い手課主催))

1 基本的な考え方

- 令和元年11月に策定した取組方針に則り、県段階及び地域段階での構成機関と緊密に連携を図り、令和2年度の人・農地プランの実質化を目指して取り組むこととします。
- 各地域において、実質化に向けた話し合い等を再開する場合は、「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」を始め、国、市町村等関係機関・団体等が定めた感染防止対策に基づき感染防止対策に最大限留意し取り組むこととします。
- 令和2年度末までに人・農地プランの実質化を完了させることを基本としますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、工程表どおり進めることが困難と市町村が判断した場合は、実質化の完了時期を延期する等工程表を修正することとします。その際、早期に実質化を完了させ、人・農地プランの実行に着手する観点から、令和3年度中に実質化を完了させる工程表とするよう検討します。

《参考通知》

R2.6.26 農水省経営局：「新型コロナウイルス感染症の影響下における人・農地プラン実質化の推進について」